

(公社) 日本ボクシング連盟 公認セカント制度に関する規程(全面改訂案2026年6月5日)

NO	項目	改正後	改正前
7	4 公認セカント制度の講習会及び試験について	<p><b>C級</b></p> <p>(1) C級は各都道府県連盟が必要に応じて適宜実施する。            ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。            (2) 各都道府県連盟が講習会（e-ラーニングによる受講、過去1年以内に実施されたセカンド講習会の録画による受講も可。）を開催し、セカントに必要な役割等を講習する。  <u>(3) 都道府県連盟は、受講者の申請書を日連に提出し、日連が資格認定する。</u></p>	<p><b>C級</b></p> <p>(1) C級は各都道府県連盟が必要に応じて適宜実施する。            ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。            (2) 各都道府県連盟が講習会（e-ラーニングによる受講、過去1年以内に実施されたセカンド講習会の録画による受講も可。）を開催し、セカントに必要な役割等を講習する。  <u>(3) 受講者は誓約書（署名捺印が必要）を提出し、日連が資格認定する。</u></p>
8		<p><b>B級</b></p> <p>(1) B級は各ブロック連盟が必要に応じて適宜実施する。            ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。            (2) 各ブロック連盟が講習会（e-ラーニングによる受講、過去1年以内に実施されたセカンド講習会の録画による受講も可。）を開催し、セカントに必要な役割等を講習する。講習後に試験を行い査定する。  <u>(3) 都道府県連盟は、合格受講者の申請書を日連に提出し、日連が資格認定する。</u></p>	<p><b>B級</b></p> <p>(1) B級は各ブロック連盟が必要に応じて適宜実施する。            ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。            (2) 各ブロック連盟が講習会（e-ラーニングによる受講、過去1年以内に実施されたセカンド講習会の録画による受講も可。）を開催し、セカントに必要な役割等を講習する。講習後に試験を行い査定する。  <u>(3) 受講者は誓約書（署名捺印が必要）を提出し、日連が資格認定する。</u></p>
8		<p><b>A級</b></p> <p>(1) 日連が必要に応じて適宜、全国大会レベル若しくはオンラインにて実施する。日連強化・医事の各委員及び審判部の部員が講習及び試験を行い査定し、<u>合格通知を受けた者について都道府県連盟が日連に資格認定申請を提出し、日連が認定する。</u></p>	<p><b>A級</b></p> <p>(1) 日連が必要に応じて適宜、全国大会レベル若しくはオンラインにて実施する。日連強化・医事の各委員及び審判部の部員が講習及び試験を行い査定し、<u>日連が資格認定する。</u></p>